

## 長岡京市建設工事の入札時における工事費内訳書取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長岡京市が発注する建設業法（昭和24年法律第10号）第2条に規定する建設工事において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条に規定する入札金額の内訳書（以下「内訳書」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(記載事項)

第2条 内訳書の様式は任意であるが、次の事項を記載するものとする。

- (1) 工事名、入札者の所在地、商号又は名称、代表者の職・氏名
- (2) 土木工事等にあつては、数量計算書に掲げる工事区分、工種、種別及び細別に対応するものの数量、単位及び金額。ただし、正当な理由がある場合は、種別又は細別が一致しなくても差し支えない。
- (3) 営繕工事にあつては、参考数量書に掲げる種目別内訳及び科目別内訳
- (4) 材料費
- (5) 労務費
- (6) 法定福利費（現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料（介護保険料を含む。）及び厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金を含む。）の法定の事業主負担額をいう。）
- (7) 安全衛生経費（労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費をいう。）
- (8) 建退共掛金（建設業退職金共済制度の掛金をいう。）
- (9) その他施工に必要な経費

(労務費ダンピング調査)

第3条 落札候補者から提出された内訳書に記載された直接工事費が、一定水準を下回る場合は、落札候補者に対し、その理由を確認するものとする。

- 2 前項に規定する一定水準は、「長岡京市低入札価格調査制度運用基準」（平成24年7月1日施行）第3条ア①に規定する金額とする。
- 3 第1項に規定する確認は、落札候補者から理由書（別記様式1）の提出を求める方法により行うものとする。
- 4 確認の結果、合理的な回答が得られなかった場合は、落札候補者に対し、合理的な理由なく労務費を削減してはならない旨及び適正な賃金を支払わなければならない旨について、労務費ダンピング調査の結果に基づく要請（別記様式2）を通知するものとする。
- 5 前号に規定する要請を行った場合は、案件毎に、入札金額内訳書調査票（労務費ダンピング）（別記様式3）に必要な事項を記載した上で、入札公告文、

特記仕様書、設計図書等に関する質問及び回答、金入設計書並びに落札候補者から提出された内訳書及び理由書を付して、長岡京市長あて報告するものとする。

6 長岡京市長は、前項に規定する報告があった場合、国土交通省が設置する建設Gメンあて通報するものとする。

7 当面の間、第2条第4号から第8号までに規定する事項については、記載の有無のみを確認し、金額の妥当性に関する調査は行わないものとする。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年3月10日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、令和8年4月1日以降に入札公告等を行うものから適用する。

3 当面の間、第3条の規定による労務費ダンピング調査は、予定価格が1億円以上の工事を対象に試行するものとする。